

# ひとり親家庭への支援

## 児童扶養手当

問 子育て応援課(2号館1F②)

☎64-2134

母子家庭の母又は父子家庭の父等に、お子さんが18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、所得に応じて手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

※お子さんの心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は、20歳の年齢到達月まで対象となります。

### 支給額

- 児童1人の場合 所得に応じて月額10,410円～44,140円
- 加算額 2人目 月額 5,210円～10,420円  
3人目以降 1人につき月額 3,130円～ 6,250円

※手当月額は、物価スライド制の適用により改定されることがあります。

詳しくは  
こちらから



### 支給期間及び支給月

審査において認定されると、請求をした日の翌月分から支給されます。

2か月分の手当をまとめて奇数月の10日に支給します。

※10日が銀行休業日のときは前営業日

## 母子家庭等医療費助成事業

問 福祉総務課(2号館1F③)又は各事務所市民窓口課

☎64-2509

ひとり親家庭のお子さんとその養育者(父又は母)及び遺児にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を公費で負担します。ただし、入院時の食事療養費等は対象外です。また、所得制限があります。

- 外来1医療機関あたり、  
1日につき800円(軽減者400円)を限度に月2回まで
- 入院1割負担  
ただし1医療機関あたり、1か月につき3,200円(軽減者1,600円)までが上限です。

※継続して入院の場合、4か月目以降のご負担はありません。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付

問 子育て応援課(2号館1F②)

☎64-2134

進学時の入学金や授業料が不足、就職前の教習所費用(車購入)ほかに10種類の貸付があります。資格要件等もあるため、申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

## 自立支援教育訓練給付金

問 子育て応援課(2号館1F②)

☎64-2134

雇用保険制度等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、講座終了後に受講料の6割相当額(12,000円～200,000円)を支給します。

※申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

## 高等職業訓練促進給付金

問 子育て応援課(2号館1F②)

☎64-2134

母子(父子)家庭の親が1年以上(令和5年度は6か月以上)養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間(上限4年)、高等職業訓練促進給付金を支給します。看護師や介護福祉士等の資格を取得するために養成機関等で修業する場合、修学期間中の生活費として訓練促進費、また、養成期間修了後に一時金が支給されます。

※申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

### ● 給付金額

#### 訓練促進給付金

・非課税世帯 月額100,000円

・課税世帯 月額 70,500円

※最終学年1年間は、プラス40,000円

#### 修了支援給付金

・非課税世帯 50,000円

・課税世帯 25,000円

## 高等職業訓練促進資金貸付

問 子育て応援課(2号館1F②)

☎64-2134

高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、貸付があります。

※申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

### ● 貸付金

#### 入学準備金

500,000円以内(入学金、教科書代、教材費、学用品、交通費等)

#### 就職準備金

200,000円以内(転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自動車購入費等)

※取得した資格を活かして5年間その職に従事した場合、貸付金の返済を免除します。

## 遺族基礎年金・遺族厚生年金

問 福祉総務課(国民年金)(2号館1F③) ※厚生年金の場合は、明石年金事務所

☎64-2509

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。

## 障害基礎年金・障害厚生年金

問 福祉総務課(国民年金)(2号館1F③) ※厚生年金の場合は、明石年金事務所 ☎64-2509

年金加入していた方が重度障がいになり、支給要件を満たしている場合に、本人が受給できる年金です。

※児童扶養手当支給対象の方で、年金支給額が児童扶養手当より少額の場合、差額分が児童扶養手当として支給されます。(年金優先)

## JR特定者用定期乗車券割引制度

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

児童扶養手当受給世帯等に属する方について、JRの通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

**対象** 下記のいずれかに該当する世帯

・生活保護法の定めるところにより保護を受けている世帯。

ただし、同法第19条第1項第2号に該当する者を除く。

・児童扶養手当法の定めるところにより児童扶養手当の支給を受けている世帯。

※JR特定者用定期乗車券割引制度を利用して通勤定期乗車券を購入するには、あらかじめ市が発行する特定者資格証明書の交付を受ける必要がありますので、事前に子育て応援課までご相談ください。

## 特別相談

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

借金やもめごとなどで法律的な相談が必要な場合、母子・父子自立支援員が相談を受けた後、県の母子専門相談員(弁護士)につながります。

※母子専門相談員(弁護士)への初回の相談は無料ですが、相談後に弁護士に活動の依頼を行う場合の費用に関しては実費となります。

## 婦人共励会

問 子育て応援課(2号館1F②)(淡路市婦人共励会事務局:子育て応援課内) ☎64-2134

母子(父子)家庭等のひとり親家庭や寡婦の方の生活や福祉の向上を目指して、遠足や親子体験の行事を開催しています。

※会員登録者で中学3年生～高校3年生を対象に、月額30,000円を1年間支給する「ひとり親家庭支援奨学金制度」があります。